

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：15101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530820

研究課題名(和文) 戦前日本における訓育の評価史 - 情意形成の目標と評価 -

研究課題名(英文) A Study on Discipline Evaluation of Modern Japanese Elementary School

研究代表者

山根 俊喜 (YAMANE, Toshiki)

鳥取大学・地域学部・教授

研究者番号：70240067

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)： 明治期～昭和戦前期の小学校における訓育の目標と評価の理論と実践の展開過程について、行状、品行、操行などと称された生徒の行動や性格の評価だけでなく修身科や教科教育における態度形成の評価、生徒管理の評価も含めて検討した。訓育の評価は、理論研究、歴史研究とも学力評価に比して格段に研究的蓄積が薄い。本研究によってその空隙をうめるとともに、ややもすれば生徒管理の手段と墮してしまいがちな訓育の評価が、真に教育指導に生かされる条件を明らかにしようとした。

研究成果の概要(英文)： This study aimed at tracing the developing process of discipline evaluation theories and practices in modern Japanese elementary school. We therefore analyzed objectives and evaluation methods of students' conducts and characters not only in "Shitsukekata" (discipline), "Gyojo" (conduct) and "So ko" (moral conduct) but in "Syushinka" (Morals) and the other subjects. There have been only very limited number of studies on discipline evaluation in Japan so far. Our intention in this study is to fill the gap of studies on this theme. Through this study it is hoped that a proper way of guiding students will be developed based on the feedback information of discipline evaluation.

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：訓育 教育目標 教育評価 情意 生徒管理 生徒指導

1. 研究開始当初の背景

知育に対する訓育、あるいは教科指導に対する教科外指導に関しては、この領域ないし機能を学校の中でどのように位置づけるのか、位置づけるとすればどのような目標と評価のありかたがふさわしいのかについての検討は、知育(教科教育)と比較して立ち回れている。現代日本の学校には、子どもや青年の人格形成上に現れる様々な問題の解決に関与することが求められてきている。道徳性形成を含む訓育とその評価は、成果が短期的には明確にならない、個人の諸特性が所属する集団との関係で変化する、個人の内心の自由に関わるなど、学力評価に比較して大きな困難がある。しかし、訓育もこれを目的的に組織しようとする限り、知育と同様評価というアイデアから逃れることはできない。現代の学校が、人々から期待される訓育上の目的を果たすためには、どのような目標と評価のあり方が存在しうるのかを近代日本の歴史的事実を素材に明らかにしてみたいと考えた。

訓育に関する先行する歴史研究は「何が教えられようとしたか」(意図)の研究が中心であって、教育評価の検討を通じて実際に「何を教えようとしていたのか」「何を教え得たのか」(結果)という点からの研究は、資料上の制約もあって総じて弱い。評価に着目するのは、訓育がめざす真の目的や目標は、評価項目の分析など評価含めて検討して初めて明らかになると考えるからである。

2. 研究の目的

本研究は、近代日本の学校教育における訓育(ここでは、生徒管理、道徳教育、教科教育における態度形成などを含め、広く情意に働きかける教育作用をいう)の評価史を明らかにする作業の一部として、明治期～昭和戦前期の小学校における、訓育の評価の理論および実践の展開過程を解明することを目的とする。訓育の評価は、理論研究、歴史研究とも学力評価に比して格段に研究的蓄積が薄い。本研究によってその間隙をうめ、ややもすれば生徒管理の手段と墮してしまいがちな訓育の評価が、真に教育指導に生かされる条件を明らかにする一助としたい。

訓育の評価は、(1)(一貫性のある)態度・性格・行動の変容は長期のスパンで観察しなければ捉えられない、(2)外面的行動の観察のみでは態度や性格を正確に捉えることが難しい、(3)評価資料が教育ではなく管理目的に使用されると人権侵害を招くおそれがある、といった困難を抱えている。しかし、訓育も目的的活動である限り、そこには(自覚的でない場合も含めて)評価機能が内在している。またこれを自覚して、評価情報を指導に生かしていくことによって訓育の改善が図られるのは学力評価と同様である。

戦前日本の場合(3)の意識が薄かったために、かえって、問題性のあるものも含めて

検討の素材が豊富に存在していると考えられる。また、歴史的に形成されてきた訓育や管理に関する学校慣行が隠れたカリキュラムとして学校訓育の底流をなしていることも考えられる。

戦前日本の訓育に関しては、概括的には、教育勅語体制下の<教育>ならぬ<教化>体制のもとで、近代的個人の確立や集団の自治能力ではなく、集団的コンフォーミズムの形成に終始してきたといえるであろう。しかし、戦後、様々な理論的・実践的努力があったとはいえ、生徒指導にしろ道徳教育にしろ、このような性格を完全に払拭しきれていると言えるであろうか。こうして、この研究では、明治初期の近代学校草創期まで溯って生徒訓育の問題(および解決)の発生・展開過程を訓育の評価という視点から再検討することによって、近代学校における訓育の困難性と可能性を明らかにしたいと考えた。

3. 研究の方法

戦前の訓育評価に関して4つの時期(期:明治前期 1872-1890, 期:明治後期 1890-1910, 期:大正・昭和初期 1910-1930, 期:昭和戦前・戦中期 1930-1945)に分けて検討することとした。それぞれの時期の特徴と主要な検討対象は以下のとおりである。

(1)明治前期(1872-1890:学制期～第一次小学校令期,教育勅語発布)に関しては、「行状」の評価に関して、その目標(生徒心得など生徒管理規定,生徒管理における躰方や賞罰規定など)と評価のありかた、また、教育令期においては修身科における行状点の扱い及び性質品評表などの実践、第一次小学校令では人物査定と、修身科評価の関係などを加えて検討する。

(2)明治後期(1890-1910:第二次小学校令期,第三次小学校令期)においては、操行調査,操行査定,個性調査を中心に、教育勅語の訓育への浸透していくのか、従前の学校管理,修身の評価は教育勅語の浸透過程でどのように変化していくのか等を検討する。

(3)大正～昭和初期(1910-1930)においては訓育重視を標榜した大正自由教育のトレーガーたちの訓育評価論・実践を検討しその自由・自治の性格をその評価のあり方から検討する。

(4)昭和戦前戦中期(1930-1945)においては、訓育の新たな動向としての学級経営論にみられる訓育評価,生活訓練論,生活指導論における評価論などを検討してその到達点を明らかにする。

なお、資料としては、教育学・訓練論・教授法・学校管理法などに関する理論書,実践書,中央・地方の教育雑誌,各学校の実践資料などの文書資料であり、それぞれの時期ごとに逐次資料の収集とその検討・考察を進めていくこととした。

4. 研究成果

検討した事項のうち、研究方法で述べた全体に関わる戦前における訓育の評価資料の展開、及び研究方法の時期区分のうち、とくにあらたな知見がえられた(1)、(2)を中心に成果を記述する。

(1)戦前日本の小学校における訓育に関わる評価資料の展開

現代日本の訓育に関わる生徒の評価資料としては、フォーマルなものとしては公募である指導要録の「行動の記録」欄、そして通知表の同様の欄がある。また学校毎に作成される指導計画の道徳指導、生徒指導の目標記述とその反省(評価)も訓育評価に関わる資料である。戦前において、これらに類する資料にはどのようなものがあったのか、どのような展開過程をへて戦後につながっていくのか。従来の研究では部分的にしか明らかになっていないので、その系譜を明らかにした。まず、明治前期、訓育評価に関わる表簿資料として、大別して二つの系列のものが現れた。すなわち、A:日々の行状・品行(および学業)を点数評価するものと、B:一定期間の子どもの性格や行動の特徴を、短評形式で評価するものである。

まずAについてその展開を記す。

学期期の1875(明治8)年頃から作成された「日課表」「日課優劣表」などと称される、日々の各科目の学業成績、行状成績(出席点を付す場合、また学業成績を含まない場合もあった)を点数評価して記録した帳票が存在した(A-1)。これは教育令期まで存在し、毎月の試験成績に加味された。

この帳票を引き継ぐものとして、教育令期に、修身科の評価(試験点数に行状点を加味して評価された)のために作成された「品行簿」などと称される、日々の行状、品行を点数評価して記録した帳票が発生した(A-2)。この場合行状ないし品行に加えて、学業、出欠も評価するものもあった。

A-1、A-2は、クラス別一覧表と個票(個人別カード)の二形式あり、後者は現在の通知表同様、家庭への通知機能を持っていた(通知表のひとつのルーツである)。

第一次小学校令期に森文相は「人物査定」を制度化した(1887(明治20)年)。このための評価資料として、「操行調査」ありかたが問題となったが、その際、観点ごと(たとえば、長野県では、品行、勤勉、才幹;各100点)に、日々点数評価して記録した帳票が存在する(A-3)。発想としては、A-1、A-2を引き継ぐものである。第二次小学校令以降は、このような「日課点」を記入する帳票は資料として発見されていない。第二次小学校令期では、人物査定が廃止され、かつ試験、したがって進級・卒業認定の権限が学校(長)に移ったため、こうした「客観的」方法は、操行査定原簿や看護日誌における日々の観察記録に移行したと考えられる。

つぎにBの系譜について。

まず、教育令期「学事表簿取調心得」(1881(明治14)年)によって書式が示された学籍簿の中で、退学のさいに「特二品行性質ノ如キ八教員宜ク各生徒ニ就テ詳記スベシ」とされた生徒の「品行性質」の記録がある(B-1)。この心得には「品行性質」のを捉える観点等は示されていない。

つぎに、東京師範学校附属小学校で実践され、若林・白井編『改正教授術』1884で紹介された、修身の評価資料としての「性質品評表」がある。これは、生徒の性格、行動について、いくつかの項目(心性、举止、言語、約束、勤惰、体質)ごとに短評を加えるもの。一学期に、1、2回調査することとされた(B-2)。(なお、この時期東京師範学校では「日課表」も併用していた。)この性質品評表は現在の指導要録における「行動の記録」のひとつのルーツである。

その後の展開を記述すると、人物査定法の制度化に伴って、そのための日常的な評価方法が「操行査定」法として論じられた。A-3のように、日々点数評価する場合もあったが、観点毎に短評を加える場合もあった。

第二次小学校令下では、人物査定が廃止され、操行査定は再び修身科評価の為のものとなった。しかし修身科における操行(従前は品行、行状と言っていた)の比重は教育令期よりは高まっており、また、席次を決定する際には学業同等の比重を持たせる学校もあった。その後、第三次小学校令(1900(明治33)年)で学籍簿の様式が決められ、「操行」が独立して評価されることになると、各学校では学業成績考査規程とは別に操行査定(考査)規程が作成され、この規程の下、操行査定簿という操行評価のための原簿が作成され、「操行」について観点別に評価したものを総合して操行点を記入することになった。また、明治30年代後半には、学籍簿の原簿として、日頃の学業、操行の評価、さらには家庭環境や個性調査の結果を記録する帳票(個性調査簿、個性観察簿、訓練簿等と称された)に発展した。さらに1927(昭和2)年には「児童生徒ノ個性尊重及ビ職業指導ニ関スル件」(文部省訓令第20号)が出されると、従前の操行調査簿等は、個性調査簿(個性観察簿とも言う)として制度化され全ての学校で作成されることになった。さらに、1938(昭和13)年、個性調査簿の内容は学籍簿の「性行概評」に取り入れられ、その後の国民学校学生簿に引き継がれた。戦後指導要録の性格・行動の記録は、直接にはアメリカのcumulative guidance record(累加記録適用)を基にしたものだが、日本における系譜でいえば、その行動・性格の記録欄は、性格・行動を観点別に分析して評価するという性質品評表、操行査定簿、個性観察簿をルーツとするものである(ただし、点数評価という点ではAの系列、および学籍簿の「操行」評定を引き継ぎ、相対評価という点では断絶している)。したがって、そこにおいて慣行とし

て形成された行動・性格の評価のあり方は、現在のそれと何ならかの関連性をもつと考えられ、その評価目的・方法の検討は、現在の訓育評価を考える上で重要な資料となる。

(2) 明治前期の訓育の評価

学制期における日課表の実践

一般に学制期の学校教育は、等級制の採用にみられるように、個人の知的啓蒙を重視して主知主義傾向をもっていたが、「生徒心得」や「生徒罰則」「約束」等の発行や規則制定にみられるように、訓育にまったく配慮が払われていなかったわけではない。

この点を、評価の視点からみると、学制期を中心に、それ以降の明治前半期を通じて、「日課表」あるいは「日課優劣表」等と呼ばれる学校表簿が存在し、全国的にかなり広範に実践されていた。これは、日々の科目別の学業成績と行状（ないし品行）を個人ごとに点数評価したものである（この点数を「日課点」という）。その成績は、週ごと、月ごとに集計されて、月次試験（月ごとの試験）の成績に加味されて席次が決定され、さらに月次試験の成績は半年ごとの進級試験に加味されたりした。また、日課表を個人ごとのカードとして父母にその成績を知らせたりもした（通知表のひとつの源流である）。日課表が普及する以前にも、試験成績に行状成績を加味する事例もみられるが、日課表、および日課点の導入とその普及が、訓育に関わる評価、そして指導の浸透をリードしていたと思われる。

本研究では、当時の出版資料や翻訳教育学書の原本の検討により、日課表が、東京師範学校における実践をもとに、東京師範学校小学師範科卒業生および彼らの出版物によって、また大学区教育会議によって普及していたこと、この日課表のルーツは欧米の教育学書・学校管理法書における discipline（躰方、生徒管理）ないし欧米の教育事情、とくにアメリカのそれ（daily deportment marks）を基にしたものであること、そして、その評価基準は生徒心得や賞罰規則にもとづく機械的減点加算法が中心だが、そこでは単に学校秩序維持のための行動規制を越えた道徳性形成をめざす動向も内在していたこと、さらに、日課表における、日常の行状や学業の評価行為の目的と機能は以下の（ ）～（ ）のように概括されつことを明らかにした。

（ ）学制期以降、19世紀の日本の小学校におけるカリキュラムの履修形態の特徴は、試験制度を媒介にした修得主義であった。進級、卒業認定は、進級・卒業試験の結果に依ったが、一時の試験で学力を正確に測れるかどうかの問題となった。日課点の導入は、これを月次試験、進級試験に反映させることによって、学力をより正確に測るという目的を有していた。

（ ）試験制度は、「常業ヲ忽ニ試験ヲ主務トスルカ如キ弊」）、すなわち、普通の教授

や学習を試験に従属させるという、本末転倒の機能を果たしがちである。こうした弊害を除去することも日課点導入の目的であった。

（ ）試験制度の目的のひとつは、褒賞や席次をめぐる競争を組織して、競争によって学習の動機を形成することであった。これを日常的に組織するには、日課点の導入は効果的であった。

（ ）また、進級や褒賞、席次に関わるようなハイ・ステイクな試験にあっては、生徒や父母に評価が公正に行われていることを納得させる必要があった。生徒の学業・行状を日常的に日頃から「点数」によって評価し、その結果を父母への通知したのは理由のひとつは、このためであった。

（ ）日課表における行状点については、全体として、学習の前提としての教室の秩序維持という教授に関わる目的、さらに、訓育に関わって、生徒心得等に掲げられた慣習への同調形成、さらには、道徳性の形成という目的をもっていた。修身があまり重視されなかった学制期にあって、生徒心得や生徒罰則に基づく行状評価は、訓育の実践においてかなりの規制力を発揮したと思われる。

（ ）日課点やこれを加味した月次試験は、学校の担任教師が実施するものであり、これを進級試験結果に反映することは、「学力を正確に測る」どころか、「情実」を持ち込め、試験制度を内側から掘り崩す危険性をもっていたが、この点をめぐる議論は学制期には未だみられない。議論になるのは教育令期以降である。

教育令期における訓育の評価 - 日課表、品行簿、性質品評表の実践

改正教育令下の小学校教則綱領のもと、修身科が筆頭教科となり、道徳性形成が学校の中心的課題として措定されることになった。修身科の試験点数には日常の実践の善し悪しも含むことになり、各府県の試験規程ではその日常の実践を点数化して修身科の試験点数に加えることを規定した。この実践点を算出するため、日常の「品行」「行状」を評定する「品行簿」が作成されることになった。

たとえば、この時期兵庫県では、進級認定を、進級試験に月次試験成績を加味して決定していたが、その際、月次試験の成績加味する際、各教科の月次試験成績だけでなく、「品行」点を1教科分として加味することとしている（兵庫県小学校規則第22条）。この品行点は修身科の評点ではあるが、1教科分という高い比率となっている。この品行点を記すための台帳のほか、生徒一人一人に渡す「品行簿」の書式を規定している。そこでは、毎日50点満点で品行を評価し、月ごとに平均点を出すことになっている。また毎日学校と家庭を往復させ、保護者にこれを見せ、教訓を施すこととしている。この場合、学制以来の日課表から学業成績が省略された様式となっている（同規則、「品行簿雛形」）。

もう一例、千葉県の場合は、この時期、出席、行状、学業を、毎日、各3点満点ずつ「平時点」の制度があり、これを保護者に知らせるため、毎日、あるいは週毎の行状成績や賞罰数が記載された「平時得点表」「小学生徒日課表」といった帳票が作成されている。

これらの評定法は、学制期の日課表を引き継ぐものであったが、修身科における作法の導入に伴って、生徒心得・罰則などによる外形的行動規範の観点数は増加する傾向にあった。

訓育の評価において、こうした日課表を引き継ぐ動向とは別の動向、すなわち、生徒の外形的行動ではなく、「性質」(character)という内面的なものに注目する動向である。内容はどうか、道徳性形成が中心的課題とされるこの時期、この動向は必然であったともいえる。

東京師範学校附属小学校では、従来の日課表及び日課点の制度と並行して、生徒の「性質」と「品行」とを精密に観察、矯正し、修身科教授と進級試験の参考とするため、心性、挙止、言語、約束、勤情、体質という6項目の観点について、沈静、鄭重、遵守等の評語で評価する「性質品評表」を作成することとした(『修身課の一助』『東京茗溪会雑誌』明治16年1月)。点数評価ではない点、そして、教員の参考にすべきものであるから、生徒及び父兄には公開しないというのが、日課表や品行簿と異なる点である。日課点や品行点は、生徒や父兄に評定に対する疑念を抱かせないため、その客観性を重視して、点数評価と評定の公開が原則であった。訓育の評価にとって、内面への着目は必然であり進歩であり、かつ分析的項目を設定して客観性を保とうとする努力はあったが、しかし、評価の客観性を重視すれば、外形的な些末な行動の評価しかできず、逆に、教育指導のためという理由で評価結果を非公開とすれば、教師の主観的な認定評価に陥ってしまうというディレンマの始まりでもあった。これと関わって、こうした「性質」に関わる評価が修身の成績にどのように反映されたのか(あるいはされなかったのか)、またこれら6つの観点がどのような理論に基づいて設定されたのかについては、資料的限界から分明でない。

なお、こうした評語による評価は、「学事表簿取調心得」(明治14年)の「学籍簿」における退学記録中の「品行性質」でも想定されていた(たとえば、兵庫県の各郡からの伺いに対する回答には、「性質」とは「敏捷」とか「魯鈍」とかの類、あるいは、「品行性質」とは、「正否穩順純良活発」などの評語で記入すべきかという質問に、伺いの通りと回答している)。

第一小学校令期における人物査定と操行調査

修身科における道徳的知識と道徳的行為の評価の混在を批判して、森は修身科から行

為・行動の評価を取り出し、人物査定として制度化した。各府県では、森の示していた「順良」「親愛」「威重」といういわゆる三気質のほか、「人物」の要素を三つ程度に分析し、人物「優等」と「尋常」に評価する規程を設けた。この制度は、卒業時の「人物」の「証明」を伴っていたので、客観性が強く求められている意識の故であろうか、これらの観点ごとに、毎日点数評価するという、日課表以来の方法を採る府県・学校があった。

たとえば長野県の松本小学校では、勤勉、操行、才幹の3項目について、それぞれ100点満点で評定することとした。また、評点を加減するときは「公ニ之ヲ生徒ニ示ス」とこととしている。なお「勤勉」の評価の観点は、出欠、忘れ物、授業態度、「操行」は、学制期以降の生徒心得や禁条・賞則に類する15項目(たとえば「傲慢無礼なるもの」「人を傷害したる者」、あるいは「他生の悪行を忠告抑制したる者」)、「才幹」は、言語、所有品の整理整頓、遊戯中の挙動、教師と生徒に対する挙動の4項目(ただし、これらは甚だしい個人内変動はないとしている)である(同校「日々人物検定表記入心得」)。こうした方法で「人物」の善し悪しが定められるのか、甚だ疑問だが、当時においても、この人物査定のは是非については、先行研究が指摘するように論争があった。未だ人物が確定していない小学生を査定するのは不合理、評価者のたる教師が不完全、方法的に困難などの反対論が有力であり、結局森の死後人物査定は廃止された。しかし他方で、人物に変容を来するのが教育の役割であり、人物の如何、生徒の性格、体質、行為の特徴などを知らずに教育が可能かという反省ももたらした。こうして、人物の「評定」「査定」ではなく、その教育指導の為の「評価」(児童理解)という観念と、そのための操行査定のある方が問われ始めることになる。また、修身科を含め行事、儀式など「操行」に対応する訓育・訓練活動への着目も始まっていく。

(3) 明治後期以降の操行査定(操行調査、操行考査)とその特徴

第二次小学校令以降の操行査定の変容過程について、理論的には学校管理法と明治30年代に興る訓練論について、実践的には、この時期以降どの学校でも作成されるようになる操行査定規程の分析によって、この時期の訓育の評価の特徴を明らかにしようとした。主要な結論は以下の通り。

() 人物査定に必要なから生じた操行調査(査定)法は、人物査定廃止後も、修身の行為・行動評価の必要からそして、生徒の管理及び訓育の必要から広範に広がっていった。とくに、第三次小学校令で学籍簿に「操行」欄が規定されると、各学校では学業成績考査規程と操行査定規程をセットとして規定するようになった。

() 学籍簿の「操行」欄の出現や、ヘルバ

ルト派の教育学の導入を背景に、学校管理法における躰方（生徒管理；discipline）に代わって訓練論がひとつの教育学の領域として出現し、教育実践においても、修身科、各教科における態度形成を含めて情意の形成を目指す領域として訓練が意識されるようになった。

（ ）1900（明治33）年以降の各校の操行査定規程をみると、操行成績を評定するための資料という側面と生徒の知的・情意的な個性を観察記録して教育指導に生かすという側面が矛盾しながら併存している。後者は、個々の生徒に関わる家庭状況など環境調査や指導記録を含めて記述し、名称も「個性観察簿」「個性調査簿」等として、知育・訓育の両面に渡る指導の出発点を形成する児童理解のための帳票として発展する。

（ ）操行査定の観点項目では、教育令期の性質品評表を引き継ぎ、性格に関わる心理特性や行動の特徴を短評や文章記述するものが多いが、教育勅語中の徳目にもとづく校訓をその観点とする動向も現れている。また、「心性」4点、「行為」4点、「言語」2点といったように観点頃に点数を振り分けて合計して評点を与えるという機械的方法をとる動向もある。

（ ）操行調査の方法、とくに調査の観点の設定や測定法に関しては、明治末の実験教育学、その後大正期の測定運動の導入によって精緻化されていく。そして知能検査等を含む個性観察や家庭環境調査などに基づいて、訓育を含む学級経営案を策定するという動向が広がっていく。他方で、人物査定の際の論争にあったように、評価の主観性、精緻な調査の不効率性（調査しても実際には教育の役に立たない）に対する批判は常に底流として存在し続け、操行調査の「事務作業化」を来すことになる

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

山根俊喜,「明治前期における日常的訓育評価 - 学制期の『日課表』の実践 - 」,『地域教育学研究』6-1, 2014, pp.33-43, 査読なし

6．研究組織

(1)研究代表者

山根 俊喜 (YAMANE, Toshiki)

鳥取大学・地域学部・教授

研究者番号：70240067

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし